長浜教区坊守会規約

（名称）

第１条　本会は、長浜教区坊守会と称する。

（組織）

第２条　本会は、教区内寺院坊守・前坊守・准坊守を会員とし、事務所を長浜教務所内に置く。（滋賀県長浜市元浜町３２番４号）

（目的）

第３条　本会は、教区内坊守相互の連携を密にし、同朋教化の実を挙げることを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）研修会、学習会の実施

（２）会報の発行

（３）教区ならびに別院事業への協賛

（４）坊守会連盟事業、連区事業への参加

（５）その他必要な事業

（会員費の納入）

第５条　本会の会員は、毎年度別に定める会費を納入しなければならない。

（役員）

第６条　本会に次の役員を置く。

（１）会長　　１人

（２）副会長　　２人

（３）会計　　１人

（４）常任委員　若干人

２　役員は、第８条に定める組坊守会正副会長総会（以下、「総会」という。）の互選とする。

３　会長は本会を代表し、会務を統理する。

４　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

５　会計は本会の会計を処理する。

６　常任委員は他の役員と共に常任委員会を構成する。

（会計監査）
第７条　本会に会計監査２人を置く。
２　会計監査は、総会から推薦された者とする。
３　会計監査は、毎年の本会の歳入歳出決算を監査し、総会に報告する。

（総会）
第８条　本会に組坊守会の正副会長で構成する総会を設置する。
２　総会は、会長が年１回これを招集する。ただし、必要に応じて臨時に招集することができる。
３　総会は、次の業務をおこなう。
（１）予算及び決算の審議
（２）研修会の企画・立案・実施
（３）各組坊守会との連絡調整・情報交換
（４）会費の徴収及び変更
（５）その他必要な事項
４　会長は、総会で承認された事項について教務所長に報告しなければならない。

（任期）
第９条　前条に定める総会会員の任期は３年とする。ただし再任を妨げない。
２　補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

（経費）
第１０条　本会の経費は、会費・教区助成金・連盟助成金・寄付金その他の収入をもって充てる。

（会計年度）
第１１条　本会の会計年度は、毎年７月１日に始まり、翌年６月３０日に終わる。

（規約の変更）
第１２条　この規約を変更しようとするときは、正副会長会において出席会員の３分の２以上の同意を得て、教務所長の承認を受けなければならない。

附　則
ただし、第６条の会員の任期は、昭和６４年度（昭和６５年６月３０日まで）任期調整のため、２ヶ年とする。

附　則

本規約は昭和５９年１０月１日から施行する。

附　則

本規約は昭和６２年７月１６日から施行する。（一部改正）

附　則

本規約は平成１１年７月３日から施行する。（一部改正）

附　則

本規約は２００５年７月１日から施行する。

総会議決日（２００４年８月２５日）　教務所長承認日（２００４年９月１日）

附　則

本規約は２０１１年７月１日から施行する。

総会議決日（２０１１年１月１５日）　教務所長承認日（２０１１年１月１５日）

長浜教区坊守会諸会費納入内規

【総会議決日　２００４年８月２５日】

【一部改正　　２０１１年７月　１日】

【一部改正　　２０１８年７月３１日】

（規約第５条による）

本会の会員は、下記に定める会費を毎年納入しなければならない。

会員が所属する寺院１ヵ寺につき、金　２，５００円

長浜教区坊守会研修会助成内規

【総会議決日　２００６年７月９日】

坊守会研修会参加について、教区坊守会計から下記のとおり助成する。

記

1. 中央・若坊守研修会の自己負担金・片道旅費を負担する。
2. 連区研修会参加費の一部（教区内２，０００円・教区外５，０００円）を負担する。
3. 教区外の連区研修会の片道旅費を負担する。